

令和4年度

教育行政執行方針

美唄市教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	幼児教育	2
3	学校教育	3
4	社会教育	13
5	む す び	17

1 はじめに

令和4年第1回市議会定例会に当たり、教育行政の執行に関する主要な方針について、申し上げます。

子どもは、いつの時代でも地域の宝であり、これからのまちづくりを担うかけがえのない存在です。

令和4年度は、「第7期美唄市総合計画」を着実に推進し、子どもたちが「確かな学力」を身に付け、未来を切り拓く資質・能力を育む教育環境の整備に努めてまいります。

また、社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」が到来し、新型コロナウイルス感染症の拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」において、市内小中学校では、新学習指導要領を着実に実施し、GIGAスクール構想の更なる推進や働き方改革を進め、子どもたちの知・徳・体を一体で育むための「主体的・対話的で深い学び」を実現する教育課程の編成や授業改善により、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を目指す「令和の日本型学校教育」の実現に取り組んでまいります。

生涯学習については、市民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価され、それを生かして様々な分野で活動できる仕組みづくりが必要となっています。

教育委員会といたしましては、「第3次美唄市生涯学習推進計画 前期基本計画」の目指すべき姿である

「地域に根ざし、暮らしに学ぶ、すべての世代が活躍できるまちづくり」の実現に向け、地域の豊かな自然や歴史、伝統、文化を生かした学びを推進し、郷土への誇りと愛着を抱くことができる生涯学習活動を進めてまいります。

令和4年度の教育行政の執行に当たりましては、以上の基本的な考え方に基づき、学校教育と生涯学習の推進を両輪としながら、新学習指導要領や美唄市教育大綱の基本理念に沿った、教育の振興と充実に向け、市長部局と連携を図り、各分野の施策に全力で取り組んでまいります。

2 幼児教育

はじめに、幼児教育について申し上げます。

幼児教育の充実

幼児期は、多様な経験の中で学んだ基本的な生活習慣の自立を通じて、生涯にわたる人格形成の基礎を育む重要な時期であり、子どもにとって幼児期にふさわしい生活の中で、発達段階に応じた必要な体験を積み重ねていくことが大切です。

また、幼児期は、小学校以降の生活や学習、学び続ける力の基礎づくりとなることから、遊びや集団生活を通して、子ども一人一人のよさと可能性を伸ばすとともにスタートカリキュラムを活用しながら小学校教育との接続を一層強化するほか、困り感をもつ子どもについてもスタートシートの活用により、小学校との切れ目のない支援体制を構築し、質の高い教育を提供できるよう、幼児教育の一層の充実に努めてまいります。

3 学校教育

次に、学校教育について申し上げます。

確かな学力の育成

一点目は、「確かな学力の育成」についてであります。

新学習指導要領では、将来を予測しながら子どもたちが様々な社会の変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくために必要な資質・能力を身に付けることができるよう「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく授業改善を進めるとともに、教育効果を高める「カリキュラム・マネジメント」を実践することが求められています。

このため、各学校の授業において、子どもの資質・能力の育成のため「個別最適な学び」の成果を「協働的な学び」に生かしながら、一体的に充実していくことが大切であり、各教科等の特質、地域や学校、子どもの実情を踏まえながら、ICTを活用した授業改善、新たな教材や学習活動等も積極的に取り入れ、教育の充実に努めてまいります。

また、「全国学力・学習状況調査」や「標準学力検査」等の結果の分析を行い、実効性のある検証改善サイクルを確立するため、校内研修等で講師を招聘し専門的助言を授業へ反映するほか、管理職を含む教職員で構成する学力向上プロジェクトチームが作成する

「確かな学力育成プラン」を活用した授業改善の取組など、校長のリーダーシップのもと、全教職員が一つのチームとなって取り組んでまいります。

外国語教育については、児童生徒がバランスの取れ

た英語力を身に付け、日常的なコミュニケーションを図ることができるよう、各中学校にALTを1名ずつ配置し、また、小学校では、外国語専任教員のほか、新たに配置するALT1名による小学校2校の巡回指導を行い、英語力向上に向けた授業改善の取組を進めてまいります。

美唄らしい特色ある教育の推進については、子どもたちが農地に足を運び、体験的に農業や生物の多様性、食の大切さなどを学ぶ「グリーン・ルネサンス推進事業」を継続するほか、「本市の農業と人々の暮らし」や「作物と人々のかかわり」などを学び、生きる力やふるさとを愛する心を育むため、「小学校農業体験学習副読本」の改訂に取り組み、地域の特性を生かした食農教育を推進してまいります。

市内道立高等学校との連携については、高校の施設を活用した中学校との授業交流や小・中・高が連携した学習会、市内中学生の1日体験入学などの交流のほか、高校が行うPR活動やキャリア教育活動などに対する支援を拡充してまいります。

また、全ての小中学校において、地域おこし協力隊や学校支援地域本部などを活用し、長期休業中や放課後における学習支援を充実してまいります。

さらに、子どもたちの学習意欲の向上や自主学習習慣の定着に向け、引き続き、「家庭学習の手引き」を活用するほか、各中学校区のテスト期間中に、幼保・小・中・高が一緒に取り組む「美唄市家庭学習強化週間」など、望ましい生活習慣と家庭学習の習慣化に努めてまいります。

新たな義務教育制度

二点目は、「新たな義務教育制度」についてであります。

義務教育においては、少子高齢化や人口減少が続く中、新たな地域社会の変化に対応した質の高い、豊かな教育環境の整備が求められています。

このため、小中一貫校や義務教育学校の導入に向けた調査・研究を進めるなど、引き続き、小中学校と一体となった生涯学習センター構想の検討を進めてまいります。

豊かな心の育成

三点目は、「豊かな心の育成」についてであります。

児童生徒の豊かな心を育成するためには、子どもたちそれぞれの発達段階に応じて、社会奉仕体験活動や自然体験活動などを通じ、ルールやマナーを身に付けるとともに、互いを尊重し合うやさしさと思いやりの心を育んでまいります。

また、豊かな人間性を育むため読書習慣を身に付ける環境づくりに取り組み、読書活動の充実や言語環境の整備に向けて、各学校の学校図書館の運営や図書の管理を効率的に行い、子どもたちが読書に親しみ、関心が高まるよう努めてまいります。

道徳教育については、特別の教科として位置付けられた道徳科を基軸とした豊かな心の育成、人権を尊重した教育による他者を思いやる心の育成のほか、地域の様々な人々との交流や体験活動などを通して、自己肯定感や自尊感情の育成に努めてまいります。

不登校児童生徒の対策については、長期化するコロナ禍の影響により、不安、ストレスを抱える子どもや不登校児童生徒への支援も含め、学校とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが連携を密にしながら教育相談につなげ、未然防止と早期発見・早期対応に努めるとともに、必要に応じて、適応指導教室での指導につなげてまいります。

いじめの対策については、「美唄市いじめ防止基本方針」に基づき、各学校が実施する定期的な調査や小・中・高校の学校代表者が集う「仲間づくり子ども会議」の実施を通じて、「いじめを生まない環境づくり」に努め、個々の実態に応じた対応を行ってまいります。

さらに、ネットトラブルの被害者や加害者にならないように、美唄市PTA連合会と連携した「美唄市小中学生ネットスマホルール」の周知を進めるとともに、北海道警察等が作成した啓発パンフレットを活用するなど、情報モラル教育の充実に取り組んでまいります。

教職員による体罰については、児童生徒の人格を侵害する行為であり、いかなる理由があっても、絶対に許されるものではないという基本認識を全ての教職員が自覚し、児童生徒一人一人の理解を深め、子どもの特性に応じた指導に努めるよう、校長を通じ、全ての教職員に対して指導を徹底してまいります。

ヤングケアラーや虐待については、防止・根絶に向けて、学校や市長部局、児童相談所等と連携し、迅速

に対応してまいります。

健やかな体の育成

四点目は、「健やかな体の育成」についてであります。

児童生徒の健やかな心身の発達を図るためには、運動を通じて体力を養うとともに、食への関心を高め、健康的な生活習慣を身に付けることが求められております。

このため、朝食の摂取や睡眠時間など、正しい生活習慣を身に付けることが必要であり、家庭と連携して、啓発と指導に努めてまいります。

特に、子どもの食生活の乱れは、肥満や痩身、体力や学力の低下にも影響することから、食事・運動・睡眠の健康を保つ3つのバランスについて理解を深めるため、外部講師や栄養教諭による食に関する指導を通して、望ましい食習慣の確立や栄養バランスのとれた食生活を促してまいります。

学校給食については、人間の生命の源である食と農をつなぐことによって、人々が協働して自然に働きかけ、食べものをつくり、暮らしを立てるという人間生活の根源を学ぶことができる「生きた教材」であり、子どもたちにバランスの取れた食事や望ましい食習慣を身に付ける重要な役割を担っています。

子どもたちが、命の大切さや給食を通じて、地域の食文化、地場産業等に理解を深め、食や人々の勤労などの生産活動のもとに成り立つものであることを学び、自然の恵みや豊かな環境に感謝する心を育みなが

ら「びばい・おいしい給食事業」による学校給食の質の充実に努めるとともに、安全・安心な給食の提供に努めてまいります。

また、学校給食費の徴収・管理に係る「公会計制度」を導入するとともに、子育て世代の保護者の経済的な負担の軽減を図るため、学校給食費の無償化を行ってまいります。

体力の向上については、「全国体力・運動能力、運動習慣調査」の結果をもとに、全学年で運動に親しむ意識の醸成を図り、子どもの体力の向上に向けた体育の授業改善や大学生を含めた外部講師の活用、教科専門教員による小学校への乗り入れ授業を推進し、縄跳びや持久走など「一校一実践」の継続的な取組を通じて運動習慣の確立に努めてまいります。

また、基礎体力の向上を目的とした体力づくり教室や各種団体が行うスポーツ教室への参加を推奨するなど、関係団体等と連携・協働しながら子どもの体力向上に取り組んでまいります。

薬物乱用防止教育や防煙教育に関する指導については、美唄警察署や美唄市医師会など関係団体のご協力をいただき、児童生徒の正しい判断力と行動力を育ててまいります。

特別支援教育の充実

五点目は、「特別支援教育の充実」についてであります。

特別支援教育については、一人一人の状況に応じた指導内容や指導方法を工夫するとともに、長期的な視

点に立ち、幼児期から中学を卒業するまで、切れ目のない一貫した教育支援を行うことが重要です。

このため、子どもの実態に応じた特別な教育課程を編成し、スタートシートや個別の教育支援計画・個別の指導計画はもとより、特別支援教育支援員を配置するなど、児童生徒の学校生活を支援してまいります。

また、教育相談の充実のほか、美唄市特別支援教育連携協議会や関係機関、各学校の特別支援教育コーディネーターと連携し、教職員や特別支援教育支援員の資質向上を図るための研修を実施するなど、特別支援教育の充実に努めてまいります。

信頼される学校づくり

六点目は、「信頼される学校づくり」についてであります。

地域に開かれ信頼される学校づくりを実現するためには、保護者や地域住民の意見、要望を的確に反映させ、家庭や地域社会と連携協力していくことが求められています。

また、同時に、保護者や地域住民が、学校とともに地域の教育に責任を負うとの認識のもと、学校運営に積極的に協力していくことも重要であります。

このため、「コミュニティ・スクール」の活動を通じて、保護者や地域住民が学校の経営方針や「学校や地域の課題」などを共有し、校長のリーダーシップのもと、家庭や地域社会とともに子どもたちを育てていくという視点に立った学校運営を心がけ、信頼される学校づくりを進めてまいります。

就学援助制度については、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対する支援として重要な役割を担っていることから、経済的支援の充実を図るため、昨年度に引き続き、制度の拡充を行い、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができる環境の整備に努めるとともに、広報紙メロディーや市公式ホームページを活用し、広く制度の周知を行ってまいります。

また、経済的な理由により修学が困難な高校生に対する支援として、返還不要の奨学金制度を創設し、生徒が安心して教育を受けることができる経済的環境を整備してまいります。

教育の全市的な取組といたしましては、学校での子どもたちの様子を多くの市民の皆様が参観することにより、学校教育への関心と理解を深め、学校と地域との連携を強化することを目的とした「美唄市教育の日地域一斉参観日」を引き続き、実施してまいります。

教職員の不祥事防止に向けては、服務に関する研修資料を効果的に活用しながら、職場研修や個人面談の一層の充実を図り、法令や服務規律の遵守について、徹底を図ってまいります。

学校における働き方改革については、教職員が心身ともに健康を保ち、意欲とやりがいをもって働くことができる環境の整備と子どもたちと向き合う時間を確保することにより、効果的で質の高い教育活動を持続的に行うことができるよう「教職員の働き方改革アクション・プラン」に基づき、着実に推進してまいります。

部活動については、「美唄市の部活動の在り方に関する方針」に基づき、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう指導、運営に係る体制を構築するなど、学校教育の一環として、部活動が持続可能なものとなるよう取り組むほか、部活動の地域への移行について検討してまいります。

教職員の健康管理については、管理職からの声かけや学校での個別相談のほか、働きやすい職場環境の整備に努めるなど、教職員の健康・メンタルケアの充実に努めてまいります。

児童生徒の安全の確保については、危機管理マニュアルに基づき、学校防災体制の強化や学校安全マップの活用、地域と連携した通学路等の安全対策の徹底に取り組むほか、地震や台風など自然災害から身を守る能力等の育成に向けた防災を含む安全教育の充実に図るため、防災教育の一環として、市長部局と連携し、児童生徒が防災について考える「1日防災学校」を、引き続き、実施してまいります。

教職員研修の充実

七点目は、「教職員研修の充実」についてであります。

学校ごとの課題に対応した校内研修に重点を置き、研究指定校事業を継続して実施するとともに、外部講師招聘授業研修などの実施や各種研修会への積極的な参加を通じて、専門的知識や技能の習得を図り、教職員の資質の向上に努めてまいります。

また、市内の教育関係職員を対象とした美唄市教職

員サマーセミナーを開催し、美唄の歴史や産業などを学び、授業等に生かすことができるよう郷土史料館などを活用した「ふるさと美唄研修」等の研修を引き続き、実施してまいります。

学校施設の整備

八点目は、「学校施設の整備」についてであります。

学校施設については、子どもたちの学習や生活の場であることから、安全・安心な教育環境を確保するため、東小学校大規模改修工事を2か年で実施するほか、老朽化した中型スクールバス2台を更新いたします。

4 社会教育

次に、社会教育について申し上げます。

青少年の健全育成

一点目は、「青少年の健全育成」についてであります。

少子化や核家族化が進み、競争意識や思いやりの欠如、いじめや貧困など、青少年を取り巻く社会・生活環境が大きく変化しています。

青少年が豊かな人間性を育み、心身ともに健やかに成長し、次代の社会の担い手として成長を積み上げていくことができるよう、安全・安心な環境をつくることが重要です。

このため、青少年の健やかな成長を支える取組として、ジュニアチャレンジスクールなど各種体験教室の開催のほか、優良青少年表彰などを継続してまいります。

生涯学習活動の充実

二点目は、「生涯学習活動の充実」についてであります。

生涯にわたって学び続け、その学びの成果をまちづくりに生かせるよう、多様な生涯学習機会の提供が必要です。

このため、学びたい人が自発的に学習を始められるよう市民カレッジの開催や豊かな地域資源を活用し、美唄の歴史や伝統、文化、産業等に親しみ、理解を深め、次世代に伝える「地域学・美唄学」の取組を進めてまいります。

図書館については、蔵書の充実を図るとともに、資

料を収集、整理し、情報を求めている人と適切な情報源を手助けして結びつけるレファレンスサービスの充実に努めてまいります。

また、指定管理者と連携を図りながら、企画展示や宅配サービス、インターネット予約サービスなど、読書に親しめる環境づくりに努めてまいります。

文化芸術の振興

三点目は、「文化芸術の振興」についてであります。

文化芸術の振興については、市民文化祭をはじめとする文化芸術の発表機会の確保と、鑑賞や体験できる事業を文化活動団体等との連携を図り、実施してまいります。

郷土史料館については、「地域学・美唄学」の拠点施設として、本市の歴史や文化、自然を学び、郷土に対する理解と関心を深め、ふるさと意識の高揚を図ってまいります。

また、美唄湿原の花や生き物の調査をもとに特別展を開催するほか、体験講座については、多様な学習意欲に対応した講座や講演会など、様々な事業を企画してまいります。

安田侃彫刻美術館 アルテピアッツァ美唄については、開館30周年を迎えることから、地域の人々の思いが刻まれた美術館を今後も永く続けるための節目の年として、記念書籍の発刊や安田侃彫刻展の開催など、次世代につなげる取組を行ってまいります。

また、旧栄小学校は、令和元年度に日本遺産に登録

されましたが、老朽化の進行が著しいことから、令和4年度には、緊急度の高い、旧校舎及び旧体育館の屋根の改修を行い、計画的にその保全に努めてまいります。

文化財等の保護

四点目は、「文化財等の保護」についてであります。

市内にある北海道及び市指定文化財については、先人たちの生きてきた証であり、本市の歴史と文化を知る上で欠くことのできない文化遺産であります。

このため、有形文化財である美唄屯田兵屋や旧桜井家住宅等については、維持・保存に努めるとともに、無形文化財である峰延獅子舞と峰延東傘踊りについては、保存会との連携を図り、後世への継承に努めてまいります。

社会教育施設の充実

五点目は、「社会教育施設の充実」についてであります。

公民館・市民会館については、市民の皆様の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、文化活動の充実等につながるよう指定管理者と連携し、利用促進に努めてまいります。

また、公民館・市民会館でのオンライン研修や講演会での会場としての利用ニーズに対応するため、ネットワーク環境の整備を行ってまいります。

生涯スポーツの振興

六点目は、「生涯スポーツの振興」についてであります。

生涯スポーツの振興については、「スポーツ健康都市宣言」に基づき、子どもから高齢者、性別、障がいの有無に関わらず、ライフステージに応じた生涯スポーツの推進に取り組んでまいります。

また、事業の推進に当たっては、スポーツ推進委員や地域おこし協力隊による、子どもたちの運動神経を高めるコーディネーショントレーニングのほか、市民の皆様の基礎体力向上を目的とした、様々な教室の開催を美唄市スポーツ協会などの関係団体と連携・協働しながら進めてまいります。

スポーツ大会の誘致

七点目は、「スポーツ大会の誘致」についてであります。

スポーツ大会の誘致については、市内にあるスポーツ施設を活用した大会の開催に向け、美唄市スポーツ協会や美唄ブラックダイヤモンドなどの関係団体と連携・協働しながら取り組んでまいります。

スポーツ施設の整備

八点目は、「スポーツ施設の整備」についてであります。

スポーツ施設については、市民の皆様のスポーツ活動の場として、安全で快適に利用いただけるよう指定管理者と連携し、施設の維持管理に努めてまいります。

また、サン・スポーツランド美唄のテニスコートに

については、損傷が著しいことから、コート10面の改修を行い、利用環境の向上に努めてまいります。

5 むすび

以上、令和4年度の教育行政における主要な方針について申し上げます。

昨年は、各学校において新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、柔軟な対応により教育課程の充実に努めてまいりました。

これまで当たり前だった日常が大きく変わり、極めて対応が難しく予測困難な時代となり、このような時代だからこそ、一人一人の児童生徒が新たな夢や希望を描き、自らの目標に向かって、たくましく生きていく力を身に付けることが求められています。

教育委員会といたしましては、本市の子どもたちが、ふるさと美唄への誇りと愛着を持ち、たくましい人材へと成長していくことができるよう、学校・家庭・地域・行政が一体となり、全力で取り組んでまいります。

市民の皆様並びに市議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。